平成26年度三次市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条の規定による図書に係る採択の基本方針について

平成25年7月31日 三次市教育委員会

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される 重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法の改正で明確に 示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内 容等に則り、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を 採択すること。

その際,次の観点に基づいて,県教育委員会が作成する「選定資料」を 活用して十分な調査研究を行うこと。

- ア 内容の特徴・程度
- イ 内容の構成・配列・分量
- ウ 内容の表現・表記
- エ 印刷・製本の状態

(2) 採択の権限

三次市立の小・中学校については,三次市教育委員会(以下「教育委員会」 という。)が採択を行う。

(3) 適正かつ公正な採択の確保

教科用図書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく, 採択権者 の権限と責任において, 採択における適正, 公正を期すこと。 (4) 開かれた採択の推進

採択結果及び採択理由について、採択後速やかに公開する。

2 方法,組織及び手続き

教育委員会は、県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、次の方法、組織 及び手続きによって、種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位)ごと に採択を行う。

(1) 文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科 用図書の採択を十分考慮した上、小・中学校の特別支援学級で特別の教育 課程を編成する場合に検定済教科用図書を使用することが適当でない場合 には学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択する。

ただし、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は、原則、文部科学省の「平成26年度用一般図書一覧」に登載された図書のうちから採択する。

(2) 各学校は、教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を教育委員会に提出する。